

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から同年12月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度開始当初から一緒に加入し、厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料は、地区の納付組織を通じてすべて納付してきた。夫婦で未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも3か月（計6か月）と短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入（国民年金手帳記号番号は昭和35年12月1日に夫婦連番で払出し）し、当該申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②前後の期間に係る国民年金保険料はいずれも現年度納付されている上、申立期間②直後の国民年金保険料については前納していることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、あえて申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月

私たち夫婦は、国民年金制度開始当初から一緒に加入し、厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料は、地区の納付組織を通じてすべて納付してきた。夫婦で未納期間があることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入（国民年金手帳記号番号は昭和35年12月1日に夫婦連番で払出し）し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、A市保管の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿の納付記録によると、納付日の記載が確認できる昭和36年度から44年度まで（昭和42年度は除く）の国民年金保険料は、すべて同一日に納付されていることが確認できる上、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても夫婦一緒に納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 643

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は昭和43年に国民年金に加入して以降、未納がないように国民年金保険料を納付してきたので、申立期間①が未納期間、及び申立期間②が申請免除期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び6か月と共に短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回適切に行っていることから、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間はA市に住んでおり、国民年金保険料は、元夫と二人分を区役所に私自身が納付していた。」と主張しているところ、申立期間に係る元夫の国民年金保険料は、いずれも納付済みであることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人に係るB市保管の国民年金被保険者名簿とオンライン記録、及び元夫に係る特殊台帳とオンライン記録には、それぞれ納付記録が相違している点が見受けられ、後日、社会保険事務所（当時）により納付記録の訂正処理が行われていることが確認でき、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から同年 6 月まで  
② 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①は、私が役場に行き、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間②は、夫の国民年金の加入手続と私の切替手続を同時に行い、二人分の国民年金保険料を役場で納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、「申立期間②は A 村役場（現在は、B 市）で夫の国民年金の加入手続と私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、二人分の国民年金保険料を役場で私が納付した。また、夫の保険料は後日 2 年分ぐらいまとめてさかのぼって納付した。」と主張しているところ、申立人の夫の国民年金記録によると、i) 昭和 63 年 3 月以降に国民年金に加入し、申立期間②の国民年金保険料は納付済みであること、ii) 昭和 63 年 6 月以降に昭和 61 及び 62 年度の保険料を過年度納付していることがそれぞれ確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立人の申立期間②についても納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 61 年 2 月及び同年 3 月は、平成 8 年 9 月に申立人に係る国民年金の資格取得日の変更に伴い、追加処理された未納期間であり、申立期間①当時、当該期間の現年度納付書は発行されず、保険料の

納付もなかったものと推認される。

また、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までについても、申立期間①当時、申立人が国民年金の第 3 号被保険者として記録されていたものの、平成 8 年 9 月に申立人に係る国民年金の種別変更（申立人の夫が当該期間は第 1 号被保険者であったことが判明したため、申立人の種別についても第 3 号納付期間から第 1 号未納期間に記録訂正）がなされたことにより生じた未納期間と推認される。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年8月1日まで  
オンライン記録における申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた金額と相違している。

私は、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる当時の給与明細書を所持しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は申立期間において、22万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者に照会した結果、「社会保険事務は社会保険労務士に委託しており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書に記載されている22万円で届出し、その金額に相当する厚生年金保険料を控除していた。」旨の回答がなされたところ、社会保険労務士が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書（昭和57年8月19日作成）によると、申立人の標準報酬月額は22万円と記載され、社会保険事務所（当時）の確認済受付印（57.8.24）が押印されていることが確認できる。

このことについて、社会保険事務局（当時）に照会した結果、当時の資料は無く詳細は不明であるものの、申立期間に係るオンライン記録は、申立人の健康保険整理番号の一つ前の者の標準報酬月額（14万2,000円）の記録と一致することから、その者の記録を誤って申立人の厚生年金保険被保険者原票に記載したものと考えられるとの回答がなされている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して昭和 57 年 8 月に厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書により、昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月までを 22 万円に訂正することが必要である。

## 大分厚生年金 事案 435

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格の取得日に係る記録を昭和49年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月16日から同年10月14日まで  
私はC社に入社して以降、同社の関連会社に出向はしたが、継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びC社が保管する人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務（申立人は、昭和45年5月にC社の関連会社であるD社に出向後、49年9月16日に同社E事業所から同社F事業所G出張所（勤務場所は、A社G工場）に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和49年10月14日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行してい

ないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成10年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成10年4月1日にA社からB社に異動したが、退職したわけではなく、引き続き勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（B社は、平成12年4月にA社を合併）が保管するC厚生年金基金における申立人の「厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」、並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、平成10年4月1日付けでA社に係る同基金の加入員資格を喪失し、同日付でB社に係る同資格を再取得していることが確認でき、同基金の加入員期間に欠落が無いことから判断すると、申立人が、A社からB社に継続して勤務（平成10年4月1日にA社からB社に異動）していたことが認められる。

また、B社に照会した結果、「A社は厚生年金保険料について、当月分の保険料を給与から控除していた。」と回答しているところ、同社が保管する賃金台帳兼源泉徴収簿において、申立期間の厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる上、その控除額については申立期間当時の保険料額と一致することが確認できる。

さらに、B社が保管する資料及び社会保険事務局（当時）への照会結果から判断すると、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の得喪届は複写式となっており、同一内容が社会保険事務所（当時）とC厚生年金基金に提出されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成10年4月1日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが必要である。

## 大分国民年金 事案 640（事案 516 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 47 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃は大工の見習いをしており、収入が少なかったの  
で、母親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納めてくれて  
いた。

前回、申立てが認められなかったの  
で、証言してくれる人を探したが誰  
もいなかった。しかしながら、土地の  
売買に関して、申立期間当時、A 市  
が不適切な事務処理を行っていたこ  
とを思い出した。これに関連して私  
の国民年金に係る事務処理について  
も、不適切な事務処理が行われてい  
たと考えられるので、土地の売買に  
関する書類を提出の上、再申立てを  
する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 47 年 6 月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 15 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時、A 市で土地の売買に関する不適切な事務処理が行われていたことを思い出した。私の国民年金に係る事務処理についても不適切な事務処理が行われていたと考えられる。」と主張し、A 市との土地の売買に関する書類を提出しているところ、申立期間当時、国民年金

の関係で申立人の主張するような不適切な事務処理が行われていたとの事実は確認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 645

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 56 年 3 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 8 月まで  
私は、昭和 56 年 3 月に会社を退職して帰郷し、町役場で住民票や国民健康保険などの手続を行った際に国民年金の加入手続も行い、これ以降の国民年金保険料を納付したと思う。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金に係る加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 56 年 3 月に国民年金に加入した旨を主張しているところ、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が保管している年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 9 月に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 646

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、義父が、町役場で私たち夫婦の保険料をさかのぼって一括して納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする義父は、既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、「義父が私の申立期間の国民年金保険料と私の夫の分を一緒にさかのぼって一括して納付した。」と主張しているところ、申立人及び申立人の夫に係る国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録及び特殊台帳の記録から、昭和 46 年 12 月ごろに夫婦同時に国民年金に加入した上で、  
i) 申立人は、44 年 4 月から同年 9 月までを特例納付（附則 13 条）及び 44 年 10 月から 46 年 3 月までを過年度納付、ii) 申立人の夫については、40 年 4 月から 44 年 9 月までを特例納付（附則 13 条）及び 44 年 10 月から 46 年 3 月までを過年度納付していることが、それぞれ確認できる。

このことについて、申立人の夫は、上記特例納付及び過年度納付（合計 72 月）により、60 歳到達時まで国民年金保険料を納付した場合の納付月数合計が 289 月となり、年金受給に必要な納付月数（288 月）を満たすことから、申立人の義父は、申立人の夫の国民年金に係る受給権確保を目的として上記特例納付及び過年度納付をしたものと考えられる。

このことを踏まえて申立人の納付記録を見ると、申立人に係る上記特例納

付及び過年度納付（合計 24 月）により、60 歳到達時まで国民年金保険料を納付した場合の納付月数合計が 313 月となり、年金受給に必要な納付月数（300 月）を満たすことが確認でき、申立人の夫と同様に、申立人の義父が申立人の国民年金に係る受給権確保を目的として、上記特例納付及び過年度納付をしたものとするのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 9 月 14 日まで

A社 (現在は、B社) に 9 か月間ぐらい勤務しており、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているものの、B社に照会した結果、同社からは「当時の関連資料は無く、申立人が勤務していたか否かは不明。」と回答がなされている。

また、申立人が記憶する複数の同僚に照会した結果、同人らは、申立人を知ってはいるが、A社で勤務していたかどうかは知らない旨を供述しており、申立人のA社における勤務関係等を確認することができない。

さらに、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認することができない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、社会保険事務所 (当時) に照会した結果によれば、申立人に別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出された記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①はA校で臨時講師、申立期間②はB校で非常勤講師としてそれぞれ勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の供述及びC教育委員会が発行する履歴証明書から、申立人が、同期間において、A校で臨時講師として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、C教育委員会に照会した結果、『『臨時的任用職員の管理に関する規程』により、C県立学校等の講師及び臨時講師については、昭和53年4月1日から厚生年金保険に加入させることとしていたが、当該規程の運用については各学校の校長の裁量に委ねられていた可能性がある。』との回答がなされ、これを受けてA校に照会した結果、「規程に基づき講師及び臨時講師は厚生年金保険に加入させていたと思うが、申立期間①において申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無い上、事務担当者からも供述を得ることができず不明である。」との回答がなされた。

また、A校は、昭和42年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、同校の人事記録から、講師または臨時講師であったことが確認できる同僚らが複数存するが、これらの同僚らは一人を除き、同年8月1日から申立期間①までの期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、当該同僚らからは、国民健康保険に加入していたとの回答がなさ

れている一方、厚生年金保険料が控除されていたとの供述等は得ることができなかった。

加えて、申立人には、申立期間①について、雇用保険の加入記録も確認できない。

- 2 申立期間②については、申立人の供述及びC教育委員会が発行する履歴証明書から、申立人が、同期間において、B校で非常勤講師として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、C教育委員会に照会した結果、『『県立学校非常勤講師取扱要綱』により、非常勤講師は厚生年金保険に加入させていない。』との回答がなされた上、B校に照会した結果、「申立人の勤務形態は週10時間程度の短時間勤務で非常勤講師として雇用しており、非常勤講師は厚生年金保険に加入させていない。」との回答がなされており、同校は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、申立人には、申立期間②について、雇用保険の加入記録も確認できない。

- 3 このほか、両申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 39 年 4 月まで  
② 昭和 39 年 5 月から 40 年 4 月まで  
③ 昭和 40 年 5 月から同年 9 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、すべての申立期間において加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①はA市（現在は、B市）のC社に、申立期間②はD市のE社に、申立期間③はF社の下請けの会社に、それぞれ勤務していたので、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

申立人が勤務していたと主張するC社は、商業登記簿謄本及びG協会への照会結果によると、A市では確認することができず、同社名での厚生年金保険の適用事業所の記録も無い。

また、申立人が記憶しているとする同僚も居所等が不明であり、同人から勤務期間等に係る供述を得ることができない。

なお、類似する名称の事業所（所在地は相違）に照会したが、当該事業所は、「当時の関連資料から、申立人及び申立人が記憶する同僚については、氏名を確認することができない。また、申立人が述べるような社員寮も設けたことはない。」と回答している。なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名は認められない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

### 2 申立期間②について

申立人が勤務していたと主張するE社は商業登記簿謄本及びH協会への照会結果によると、D市では確認することができず、同社名での厚生年金保険の適用事業所の記録も無い。

また、申立人が記憶しているとする複数の同僚らも居所等が不明であり、同人らから勤務期間等に係る供述を得ることができない。

なお、類似する名称の事業所に照会したが、当該事業所は、「当時の関連資料から、申立人及び申立人が記憶する複数の同僚らについては、氏名を確認することができない。また、申立人が述べるような鮮魚の運送などは当時もしていなかったと思う。」と回答している。なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が記憶する複数の同僚らの氏名は認められず、健康保険整理番号に欠番も無い。

### 3 申立期間③について

申立人は、F社（現在は、I社）の下請事業所で勤務していたと主張しているものの、申立人が申立期間③当時、勤務していたとする当該事業所名についての記憶は無い上、申立人が記憶しているとする同僚も居所等が不明であり、事業所名及び勤務形態等を確認することができない。

また、申立人は、昭和42年6月1日から43年3月1日までI社の雇用保険の加入記録が確認できるところ、同社に照会した結果、当該事業所は、「雇用保険は、共同企業体として下請事業所も含めた従業員を加入させるが、厚生年金保険は下請事業所ごとに加入させていたと思う。また、当時も従業員を雇用すれば、社会保険の届出はしていると思うが、当時の関連資料は無く、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等は不明である上、当時の下請事業所等に係る資料は無い。」と回答している。

さらに、申立期間③当時及び申立人の雇用保険が確認できる期間において、I社における被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会しても申立人に係る記憶は無い。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が記憶しているとする同僚らの氏名は認められない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

### 4 このほか、すべての申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間について厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から35年9月30日まで  
② 昭和35年10月1日から48年12月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が確認できないとの回答を受けた。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと述べている一方、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、長男を出生後、育児が落ち着いてからしばらくして入社したと思う。」と供述しており、双方の聴取結果が相違していることから、申立期間①に係る勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、当該事務担当者は、「厚生年金保険の加入について従業員と相談し、多数決で加入しないことになったので、厚生年金保険料を控除していない。失業保険については加入していた。」と回答している上、複数の同僚は「A社は厚生年金保険の適用事業所でなく、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、B社で勤務していたと述べているものの、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和44年2月1日から46年11月8日まではA社で勤務したことが認められる上、複数の同僚に照会した結果、

「申立人は会社名がB社の時は勤務していなかったか、勤務していたとしても短期間しか勤務していなかった。」と供述している。

また、上記同僚全員が、「会社名がB社の時は厚生年金保険の適用事業所でなく、厚生年金保険料は控除されていなかった。同社がC社になってしばらくして厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、B社は昭和48年4月5日にC社に組織変更後、同年12月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、申立期間当時の従業員一人を除くすべての従業員（申立人を含む）は同日付けで厚生年金保険手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録から、申立人は、昭和36年4月分の国民年金保険料を納付し、36年10月から48年3月まで国民年金保険料を免除申請していることが確認できる。

加えて、事業所に、申立人の厚生年金保険料の届出等について照会書を送付するも回答は得られていない。

- 3 このほか、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年から 37 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 30 日から 39 年 7 月まで  
③ 昭和 40 年 9 月から 45 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社にそれぞれ勤務していたので、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について、A社のC班で勤務していたと主張しているものの、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで国民年金保険料を現年度納付していることが認められる上、申立人は 25 歳となった 37 年にA社が所在するDに転居したとも主張しており、申立人の供述には矛盾する点が見受けられる。

また、昭和 37 年 2 月 1 日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を取得しているC班の同僚は、「申立人は私より少し後にA社に入社した。」と供述しており、申立人の同社における被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日付けであることから、申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことを推認することはできない。

さらに、申立期間②について、当該同僚は、「私は申立人と一緒に退社した。」と供述しているところ、当該同僚及びC班の班長は昭和 38 年 5 月 30 日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年 5 月以後に同社における被保険者資格を取得している複数の同僚に照会しても、申立人に係る記憶が無く、勤務実態等を確認することができない。

加えて、A社に照会した結果、「在籍の記録は正社員のものしか残していないが、申立期間当時も、雇用すれば、臨時等の身分に関係なく、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答しているところ、同社における自身の厚生年金保険の被保険者記録を回答した同僚8人全員がオンライン記録と一致していると証言しており、両申立期間に係る同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は認められない。

- 2 申立期間③について、勤務内容に係る申立人及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間③当時、B社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、複数の同僚によると、「B社は、会社組織になってまもなく、社長の交通事故によって仕事が少なくなり、給料の支払いも滞りがちになった。その後社会保険の加入をやめることになったと思う。」と供述しており、申立人の供述内容もこれに一致する。

また、社会保険事務所（当時）の記録から、B社は、昭和40年9月8日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人を含む同社の従業員31人のすべてが同年9月8日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が記憶する申立人より約1年後に入社したとされる同僚の厚生年金保険の加入記録は確認することができない。

さらに、当該事業主から、申立期間当時の保険料控除等について証言等を得ることはできない。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社で18万円ぐらいの給与が受給できるということで、アルバイトから正社員となったのに、オンライン記録では標準報酬月額が11万円となっており、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に照会した結果、「全社一律の基準から、入社時の給与は年齢ではなく、高校卒業と大学卒業とで区分して決めている。高校卒業の男性社員(申立人は、入社当時19歳)については、職種の区分はなく、給与体系も一本であったところ、昭和60年の当社給与規程において、高校卒業の同社員について入社時の給与は10万2,000円と定められている。申立人の給与等についての資料は、既に廃棄しており、確認することはできないが、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額11万円は妥当である。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に被保険者資格を取得している同僚のうち、入社時の年齢から申立人と同じく高校卒業後に入社したと推認される男性社員における資格取得時の標準報酬月額は、そのほとんどが申立人と同程度であり、申立人が供述する18万円の者は確認できない。

さらに、資格取得時の標準報酬月額が申立人とほぼ同程度の同僚は、昭和58年7月1日付けで申立人同様に随時改定により標準報酬月額が上がっている者もいることが認められ、申立期間における申立人の標準報酬月額が同僚の取り扱いと異なる事情は見受けられない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。